

I 子ども・若者育成支援推進法（平成21年）、子ども・若者ビジョン（平成22年）に基づく事業実施 ※国の若者定義＝中学生～30歳未満のもの

- ・子ども・若者が生き生きと幸せに生きていく力を身につけるための取組
（豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、学力の向上等）
- ・困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
（ニート、ひきこもり、不登校、障害、虐待、犯罪被害、非行、犯罪者、貧困家庭等への必要な支援→相談、学習支援、就労支援、障害の早期発見・指導、心のケア、更生保護・立ち直り支援、経済的支援、児童虐待防止等）
- ・地域における多様な担い手の育成
（家族や地域の機能を補完する多様な活動の支援、青少年リーダー等の育成、学生ボランティア等若者による相談支援等）

II 子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱（平成26年）、京都府子どもの貧困対策推進計画（平成27年3月）に基づく事業実施

- ・子どもの就・修学等のための経済的支援
- ・基礎学力の定着と希望進路実現のための取組
- ・地域における子どもの生活習慣確立のための取組
- ・府を主体とした関係機関連携による就業支援
- ・子どもの貧困の実態を踏まえた対策（調査研究）

III 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月～）

- ・質の高い乳幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保
- ・教育・保育の質的改善（待機児童の解消、地域の保育を支援、教育・保育の質的改善）
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

本市の現状（青少年健全育成）

青少年の健全育成としての取り組みとして、各小学校区に設置される地域子育て支援協議会、各小・中・高校、地域の子育て支援及び青少年健全育成に係る関係団体による活動や、これら40団体で構成される「舞鶴子ども育成支援協会」や各中学校区から選出された少年補導委員を総括する舞鶴市少年補導センター等を中心に取り組んでおり、“地域の子どもは地域で育てる”ことを理念に、地域と行政が連携して実施している

主な実施事業

- ・青少年非行防止推進市民大会、青少年の健全育成を考える「市民の集い」の開催
- ・舞鶴市青少年問題協議会の開催
- ・青少年善行表彰式（善行表彰基金活用事業）
- ・少年補導委員による街頭補導、環境浄化啓発、広報誌発行、資質向上研修、関係団体との連携
- ・少年補導センター運営協議会の開催
- ・少年の主張大会、子ども文化劇場、子育て講演会、「地域で子育て応援」街頭啓発活動
- ・舞鶴メール配信サービス（不審者情報）による情報提供
- ・各地域子育て支援協議会の活動支援
- ・子ども総合相談センター、舞鶴教育支援センター「明日葉」等による相談等支援活動
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営

平成27年度までの関連規定

設置会議等(条例)	根拠法令	所掌事務	備考
青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	青少年問題に関する総合的施策に必要な重要事項の調査・審議、関係機関相互の連絡調整	委員19名（関係団体、行政機関、学識経験者）
少年補導センター（運営協議会含む）		少年の不良化防止、補導活動、健全育成に係る啓発・広報他	補導委員95名、運営協議会委員15名
青少年善行表彰被表彰者選考委員会		青少年の善行に対する被表彰者の選考、表彰状の授与	委員9名（学校、関係団体、北都信金）
善行表彰基金			

舞鶴市における子ども・若者育成支援対策の対応

有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の変化、ニート・ひきこもり・不登校・貧困等の子ども・若者の抱える問題の深刻化等を踏まえ、子どもから若者までの支援の総合的な推進に取り組む。

- 京都府等と連携した少子化対策・子どもの貧困対策・子ども・若者等の育成支援対策施策の調査・研究、必要な事業の構築・実施
- 庁内各部課が行う施策等の実施状況等に係る情報共有や関係機関との一層の連携（教育支援、不登校対策、経済的支援、就労等生活自立支援、相談支援等）

具体的な取り組み

平成27年度までの条例に基づく「青少年健全育成等に係る各種会議」と「子ども・子育て支援新制度」の対応に向けて設置した「舞鶴市子ども・子育て会議」と統合し、「子ども・若者支援会議」として拡大し、子ども・子育て支援・若者に関する施策の総合的・計画的な推進に関し必要な事項を調査審議する。

①子ども・若者支援会議の設置

※子ども・子育て会議を包含する。子ども・子育て会議・少年補導センター、善行表彰被表彰者選考委員会条例等の廃止または一部改正する。

②子ども・若者支援会議に専門部会を置く。

※子どもの非行防止や健全育成について、子ども・若者健全育成部会を設置し検討する。貧困対策等の部会は今後、子ども・若者支援会議等の意見を聞き、その必要性等を検討する。

③善行表彰基金は、善行表彰のみでなく、幅広く青少年・子ども・若者の健全育成に資する活動等に活用する。（関係団体が実施する多世代交流・体験事業や非行未然防止事業等の活動や経費支援等）

《会議の統合によって考えられる施策事例》

- ・子ども・若者健全育成事業基金の活用（H28新規事業）
- ・総合的な子どもの貧困対策
- ・ひきこもり・ニート等子ども・若者の生活自立支援対策

子どもから若者まで切れ目のない支援体制を構築し効率的な審議、事業運営につなげる。